

600円すべてを基本給に配分？ ベアと昇格は区別すべきだ！ 今回に限らず、 基本給に一律配分せよ！

2007年度新賃金配分団体交渉

本部は4月5日、申34号（2007年度新賃金配分に関する申し入れ）に対する団体交渉を開催しました。

この交渉で本部は、「全組合員一律600円を基本給に配分すること」と要求しました。会社の回答は、「今回の配分に関しては、基本給に配分することとしたい」としつつも、「等級に応じて配分額を変える考えである」と、等級により配分額に格差をつける考えを示しました。本部は冒頭で、すでに勤務情報で他労組に提示した賃金改訂資料が明らかにされていることから、資料を示すよう要求しましたが、申34号に対する会社回答へのJ R 東海労の評価を明らかにしない限り示そうともしませんでした。

本部は、基本給に配分したいとする会社の考え方については了解し、格差に対しては「平等一律」と主張しました。その後会社は、「平成19年度賃金改訂について」（会社提案資料参照）を提案しました。内容については勤務情報と同一のものがでしたが、細部について説明議論を行いました。

議論経過と会社の提案内容は以下の通りです。2ページ以降の会社提案資料を参照してください。

申34号と会社回答

「35歳ポイント600円（0.19%）の引き上げ」と回答しているが、全組合員一律600円すべてを基本給に配分すること。

【回答】

今回の配分に関しては、基本給に配分することとしたい。また、新制度の趣旨にふまえ、等級に応じて配分額を変える考えである。

組合：基本給に配分するという回答は、J R 東海労の要求に沿った回答であり、評価できる。今回すべてを基本給に配分した理由は何か。「今回は」という条件付きであるが、今後もこのような考えで配分していくのか。

会社：基本給に配分すれば、多くの社員がベアを享受できる。配分の選択肢はさまざまある。それを縛るつもりはないので「今回は」という言葉をつけた。基本給に配分するということは一つのスタンダードとして考えていきたい。

組合：我々は、今後もベアは一律基本給に配分することを要求していく。

会社：今後はどのような交渉になっていくかである。他企業の動向もある。

組合：基本給に配分するという会社側の考え方については、大筋了解する。

組合：別表第4の基本給加算額は、J 等級・500円、S 等級600円、C 等級700円などとなっているが、どのように計算したのか。例えば、J 等級の場合はJ 等級社員の基本給の平均額の0.19%が500円となるのか。

会社：初任給額と昇格時昇給額を累計（各等級ごとに定まる）して、S 2 等級の累計額と比較し、「S 2 等級600円」がいくらに換算されるか計算して配分した。

組合：旧制度が適用されている55歳以上の社員のベアもこれが適用されるのか。

会社：その通りである。所属等級により加算する。

組合：専任社員のベアはどうなるのか。

会社：公的給付の関係で、ベアはない。

以 上

平成19年度賃金改訂について	
平成19年度の一般社員及び医療社員の賃金改訂について、次のとおりとする。	
1 初任給額	賃金規程第13条及び第14条に定める初任給額を別表1及び別表2のとおりとする。
2 昇格時昇給額	賃金規程第30条に定める昇格時昇給額を別表3のとおりとする。
3 第1項及び第2項に伴う在籍者への加算	平成19年4月1日に在籍する社員及び試用社員の平成19年4月1日現在異動後の基本給に、別表4のとおり等級に応じて額を加算する。
4 実施時期	平成19年4月1日から実施する。
5 精算日	平成19年6月25日以降準備でき次第とする。
以上	

別表 1：初任給額（一般社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（大学院に限る。）	S 1 等級	216,000 円
大学	J 3 等級	186,800 円
短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業を入学資格とする修業年限 2 年以上の専門課程に限る。以下、別表 2 において同じ。）	J 2 等級	167,500 円
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下、別表 2 において同じ。）	J 1 等級	148,900 円

（注）学校別は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定められたものによる。以下、別表 2 において同じ。

別表 2：初任給額（医療社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（薬剤師に限る。）	S 1 等級	206,300 円
大学（薬剤師を除く。）	J 3 等級	196,200 円
短期大学、高等専門学校、専修学校		191,400 円
高等学校、中等教育学校	J 2 等級	170,900 円

（注）採用日において、該当する職種の免許を受けていない者は見習発令を行なうこととする。この場合の初任等級及び初任給額は、該当する職種の免許を受けるまでの間、別表 1 に掲げる初任等級及び初任給額を適用する。

別表 3：昇格時昇給額

昇格区分	一般社員	医療社員
J 1 等級→J 2 等級	9,000 円	—
J 2 等級→J 3 等級	9,500 円	7,000 円
J 3 等級→S 1 等級	18,100 円	10,100 円
S 1 等級→S 2 等級	9,500 円	8,000 円
S 2 等級→S 3 等級	10,000 円	8,000 円
S 3 等級→C 1 等級	19,100 円	15,100 円
C 1 等級→C 2 等級	10,000 円	9,000 円
C 2 等級→L 1 等級	40,100 円	25,100 円
L 1 等級→L 2 等級	13,100 円	10,000 円
L 2 等級→L 3 等級	18,000 円	15,100 円

別表 4：基本給加算額

等級	一般社員	医療社員
J 1 等級	500 円	—
J 2 等級	500 円	500 円
J 3 等級	500 円	500 円
S 1 等級	600 円	600 円
S 2 等級	600 円	600 円
S 3 等級	600 円	600 円
C 1 等級	700 円	700 円
C 2 等級	700 円	700 円
L 1 等級	800 円	800 円
L 2 等級	900 円	800 円
L 3 等級	900 円	900 円